

山口県報

平成28年
10月28日
(金曜日)

目次

- 告示
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………一
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………一
- 公告
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)……………二
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………九
- 契約の締結(物品管理課)……………一〇
- 教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 公安委公告
契約の締結……………一一



山口県告示第三百三十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 河川の名称

佐波川水系普明寺川

二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十八年十月二十八日

三 廃川敷地等の位置
防府市大字真尾字大景一一九番四

防府市大字真尾字大景一一九番五

防府市大字真尾字大景一一九番三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一三九・四〇平方メートル

山口県告示第三百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、綾羅木県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 綾羅木県営住宅新築工事

(一) 工事場所 下関市綾羅木新町二丁目一番地一

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上五階建	一、七五六平方メートル	二五戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等

級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年十月二十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十一月十六日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十八年十一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一一三 八七〇）にすること。



(四三四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店
所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社アステイ 住所 広島市西区商工センター二丁目一五番一
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡部 義雄	岡部 利夫
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡部 利夫	岡部 利夫
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	長門市仙崎三三二の二

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日

平成十六年五月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一

号 岡藤 一朗

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社タカラブネ

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日

平成十七年二月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一

号 岡藤 一朗

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 松原 邦子

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日

平成十七年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一

号 岡藤 一朗

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 有限会社ファミリッシューズ

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日

平成十八年四月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一

号 岡藤 一朗

株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 松原 邦子

三

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ長門店
 所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 岡藤 一朗
 号
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	藤久株式会社	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	名古屋市名東区高社二丁目一〇	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	後藤 薫徳	

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日
 平成二十四年九月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ長門店
 所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 岡藤 一朗
 号
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	和泉 義裕	

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日
 平成二十五年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ長門店
 所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 岡藤 一朗
 号
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社タツミヤ	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都八王子市暁町一丁目三二番一三号	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	指田 努	

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日
 平成二十八年二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ長門店

所在地 長門市仙崎三三二の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 フジ長門店 住所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一
 号 岡藤 一朗
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	株式会社アステイ	宮本 聡	岡藤 一朗
変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者 の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日 平成二十八年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ長門店
 所在地 長門市仙崎三三二の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一
 号 岡藤 一朗
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	有限会社ロック	齊藤 進	齊藤 哲也
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日 平成二十八年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ長門店
 所在地 長門市仙崎三三二の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一
 号 岡藤 一朗
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業 を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	株式会社63Dnet	末永 裕治	
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	長門市西深川二六〇八の二		
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名			

四 届出年月日 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日 平成二十八年六月二十五日

(四三五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十八日 山口県知事 村岡 嗣 政
 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ新南陽店
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸太衣料百貨店	—

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十二年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ新南陽店
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社原田	—

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十二年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ新南陽店
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ココカラファインヘルスケア	株式会社ココカラファインヘルスケア
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大阪府中央区南船場二丁目七番三〇号	横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十五年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ新南陽店
 所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ほうえい堂	—

四 届出年月日
 平成二十八年九月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十五年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	ほつえい堂販売株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	周南市政所二丁目二番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	木場 誉仁

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

変更年月日

平成二十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—
大規模小売店舗にルスケア	—	—
株式会社ココカラファインへ	—	—
瀬上 修	—	—
石橋 一郎	—	—

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日

平成二十六年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—
浅本 裕三	—	—

四 届出年月日

平成二十八年九月二十七日

五 変更年月日

平成二十八年三月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 辻 正道

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	—	—
豊田 洋介	—	—
辻 正道	—	—

四 届出年月日
平成二十八年九月二十七日
五 変更年月日
平成二十八年五月十六日

(四三六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年十月二十八日から平成二十九年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス新山口駅前

所在地 山口市小郡平成町一の一七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 東京センチュリー株式会社 住所 浅田 俊一

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山口市小郡下郷一七三二	山口市小郡平成町一の一七

四 届出年月日
平成二十八年十月十七日
五 変更年月日
平成十九年二月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス新山口駅前
所在地 山口市小郡平成町一の一七
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 東京センチュリー株式会社 住所 浅田 俊一
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	東京センチュリー株式会社	東京センチュリー株式会社

四 届出年月日

平成二十八年十月十七日

五 変更年月日

平成二十八年十月一日

(四三七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二六〇四〇	AB六二二		その他	平成二七、八	宮城県	岩国市錦町宇佐郷	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三二六〇四〇	AB六三三		〃	三、二五	〃	〃	〃
一〇〇〇二	〃		〃	〃	〃	〃	〃
三二六〇四〇	AB六二五		〃	五、七	〃	〃	〃
一〇〇〇四〇	〃		〃	〃	〃	〃	〃

(四三八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
ネットワークパソコン 六百二十二台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十八年八月三十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込二丁目三番六号
- 六 落札金額
五千十三万九千三百四十五円
- 七 入札公告日
平成二十八年七月十九日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年十月二十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第八号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立高森高等学校の項中「105」を「120」に改め、同表山口県立岩国工業高等学校の項中「35」を「40」に改め、同表山口県立新南陽高等学校の項中

「145」を「160」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中

「

145	160
-----	-----

」を「

140	160
-----	-----

」に改め、同表山口県立

宇部高等学校の項を次のように改める。

山口県立宇部高等学校	宇部市	校	普通科	3	160													全日制課程理科は、平成29年度から生徒募集を停止する。
		校	理数科	3	—													
		校	人文社 会科学	3	40													
		校	自然科学	3	40													

別表の1の表山口県立宇部中央高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県

立宇部商業高等学校の項中

120	105
—	—
40	35

に改め、同表山口県立豊浦高等学校

の項中「180」を「200」に改め、同表山口県立長府高等学校の項中「140」を「160」に改め、同表山口県立下関西高等学校の項を次のように改める。

山口県立下関西高等学校	下関市	校	普通科	3	160													全日制課程理科は、平成29年度から生徒募集を停止する。
		校	理数科	3	—													
		校	人文社 会科学	3	40													
		校	自然科学	3	40													

別表の1の表山口県立下関南高等学校の項中「140」を「160」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 百九十万キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十八年八月二十九日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
伊藤忠エネクス株式会社 東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
三千六百六万七千三百六十二円
- 七 入札公告日

平成二十八年十月二十八日発行

発行人

山口県知事

- 八 平成二十八年七月十五日
- その他
- (一) 契約担当者 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
- 購入
- (三) 落札方式
- 最低価格